

2019年9月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

導入直前・軽減税率

～ここだけは押さえておきたい

対象資産の譲渡～

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



合同会社クレア様ご提供

## 目次

- |   |   |    |                                   |
|---|---|----|-----------------------------------|
| 2 | スポーツ選手に学ぶ                               | 7  | 相続法改正（配偶者に対する居住用<br>不動産の遺贈・贈与の保護） |
| 3 | 斬新な発想 ビジネスモデル                           | 8  | （随想）                              |
| 4 | 導入直前・軽減税率<br>～ここだけは押さえておきたい<br>対象資産の譲渡～ | 9  | 後悔と自責の念からの脱却                      |
| 6 | 医療法人の組織                                 | 10 | ご案内                               |

No.577

# スポーツ選手に学ぶ

センター代表 杉浦 康晴

今年の夏は去年と比べて、若干過ごしやすかったように思います。本格的な暑さになったのが8月に入ってからということもあり、あっという間に夏が終わったような気がします。少しずつではありますが厳しい暑さも緩み、過ごしやすくなってきました。これからはスポーツ、グルメ、読書など楽しみの多い季節となります。当センターでも「秋の康友会行事」を企画しております。是非ご一緒に秋の琵琶湖と近江牛グルメをお楽しみいただければと存じます。

さて、先月、日本が歓喜に沸いた女子ゴルフの渋野日向子選手の全英オープン優勝はゴルフに興味のない方も記憶に残っているのではないのでしょうか。全英オープン優勝までのストーリーはドラマの筋書きとしてもやり過ぎではないかと思うくらいです。ニュースや新聞などで何度も目にされたと思いますが、昨年プロテストに合格したばかりの20歳の渋野選手は初の海外試合、しかもメジャー優勝は樋口久子選手以来42年ぶりという快挙を成し遂げました。男子ゴルフの松山英樹選手を始め、海外での試合で活躍している有名な選手は多くいますが、メジャー優勝となるとなかなか難しいものです。それが経験が少なく、初の海外試合での優勝となると話題になるのは当然のことですが、なぜ優勝できたのか、そこが関心のあるところです。テレビで観戦しましたが、ゴルフスウィングが理想的できれいだと思います。また、もともとソ

フトボールをやっており、体のバランスや筋力といった面で優れていたこともあります。注目されるのはやはりその精神力、メンタル面ではないでしょうか。ゴルフはメンタル面が重要なスポーツです。そんな中、渋野選手はスマイルシンデレラと言われるほど、常に笑顔でラウンドしており、大舞台を緊張というよりリラックスして試合を楽しんでいると見ているこちらまで伝わってきました。高校野球を見ていても感じられることですが、いかに試合を楽しむかというのは大変重要なことだと思います。私自身、小さい頃からスポーツをやってきたのでよくわかりますが、大事な試合というのは緊張が伴います。そこでいかにリラックスできるか、力みすぎずに普段通りの力を出せるようなメンタルを持つことは簡単なようで簡単ではありません。自分をコントロールすることはスポーツの世界だけでなく、普段の仕事の中でも重要です。日々、様々な出来事が起こります。ひとつひとつの出来事に振り回されることなく、平常心で仕事をするには自分でコントロールする必要があります。感情的になることは簡単ですが、それによって後の仕事に影響が出ることはよくあるのではないのでしょうか。今回の渋野選手に限らず、スポーツ選手から学ぶことは大きいものがあります。これからもスポーツ界の日本選手の活躍が本当に楽しみです。いよいよ来年は東京オリンピックが開催されます。大いに期待したいものです。

# 斬新な発想 ビジネスモデル

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

ビジネスモデル。言い古された言葉ですが、その意味は「利益を生み出す活動の仕組み」です。企画・製造・販売までを一貫しておこなう「物販モデル」や他社から製品を仕入れ販売に特化する「小売モデル」は古くから存在する基本的なビジネスモデルです。さらに男性用カミソリやコピー機の販売に使われる「消耗品モデル」は有名ですし、結婚相談所や人材派遣など人や企業のニーズを結びつける「マッチングモデル」はWebとの相性が良く近年メルカリやトリバゴなど多くのサービスが生まれ日々進化しています。さらに最初は無料でユーザを集め追加コンテンツなどで収益を得る「フリーミアム」や、居酒屋でのドリンク飲み放題も現れた、定額料金を徴収し商品やサービスを提供する「サブスクリプション」は話題であり、ビジネスモデルが改めて注目を集めています。

それは、IT化や技術革新で商品やサービスの模倣が容易になったこと、商品、サービスが巷にあふれ商品自体での差別化が困難となったことなどが考えられます。今回は書籍※より興味深いモデルを幾つか紹介します。

まずは、**ビックイッシュュ**という総合雑誌をご存じでしょうか？イギリスロンドン生まれの雑誌で、書店での販売は行わず、ホームレスが行う路上販売のみです。名古屋市内でも人通りの多い交差点などでみられます。事業の目的はホームレスへの支援として、チャリティではなく、仕事を提供し自立を応援する

ことです。仕組みは、最初10冊をホームレスに無料提供します。その売り上げはすべてホームレスの取り分で、以降それを元手に雑誌を仕入、販売額の5割が収入です。経済的な自立とともに、自分で成し遂げた達成感によって自信を得、これが自立につながっていくという考えが基にあります。支援と事業を融合した興味深いモデルです。

次は**ヤンキーインターン**です。(株)ハッシュダイが取り組む、現在の売り手市場の中で恩恵にあずかりにくい、地方出身の中学・高校卒業生（ヤンキー等）に「職・食・住」を無料提供し、一般教養やビジネスマナー、情報技術などのスキルを教え即戦力化し企業に紹介するキャリア支援事業です。収益源は企業が支払う紹介料です。解決し難いニーズに新たな資源を商品化したモデルです。

最後は効率化が重要な飲食店において、非効率にも料理の一部をオーダーメイドで提供する定食が売りの**未来食堂**です。ポイントは従業員が料理を調理する店長一人という点です。他の業務は飲食店経営や起業を目指すボランティアによって行われています。固定費を抑えることにより生産性を高めているのです。また月次の売り上げ等をネットに公開し、経営を透明化することによりボランティアの信頼も確保しています。

いかがでしょうか。どれも斬新な発想です。事業の参考になれば幸いです。

※知識ゼロでも今すぐ使える！ビジネスモデル見るだけノート 宝島社 平野 敦士 カール(監修)

# 導入直前・軽減税率

～ここだけは押さえておきたい対象資産の譲渡～

葵総合税理士法人 税務会計部 長谷川 直明

## I 軽減税率制度の導入

令和元年10月1日の消費税軽減税率の導入まであと1カ月をきりました。

ここでは導入直前という事もあり、最も関心が高いであろう「軽減税率対象資産の譲渡」について、具体例を交えながら解説していきます。顧問先様におかれましては、改めて自社の取引に軽減税率対象資産が含まれるかどうかを確認する機会にして頂ければ幸いです。

## II 軽減税率の対象

軽減税率の対象として、以下のような表を目にされる機会も多いと思います。

飲食料品の譲渡	「飲食料品」とは、次の①及び②をいう。 ①食品（酒類を除く） ②食品と食品以外の資産で構成された一体資産のうち所定の要件をみたすもの ただし、次のイ) 及びロ) は含まない。 イ) 外食 ロ) ケータリング（有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供、学校給食等は軽減税率対象）
新聞の譲渡	新聞の定期購読契約に基づく譲渡（週2回以上発行されるもの）

次以降で、飲食料品の譲渡に関連して、もう少し詳しく見ていくことにしましょう。

## III 飲食料品の譲渡

### 1. 飲食料品の範囲

「飲食料品」とは食品表示法に規定する食品をいい、一定の一体資産を含みます。尚、「食品表示法に規定する食品」とは人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるものです。

また、軽減税率が適用される取引か否かの判定は、その販売が人の飲用又は食用としての譲渡であるかどうか、すなわち取引を行う時点で行うこととなります。

### 2. 酒税法に規定する酒類

酒税法に規定する酒類の譲渡は、軽減税率の対象になりません。酒税法における酒類とは、「アルコール分1度以上の飲料」と定められています。したがって、ノンアルコールビールなど、アルコール分が1度未満の飲料は、軽減税率の対象になります。また、みりんは酒類ですが、アルコール分が1度未満のみりん風調味料は軽減税率の対象となります。

### 3. 包装材料等

贈答用の包装や保冷剤など、別途対価を定めている場合は、軽減税率の対象となりません。

ただ、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、包装材料等も含めて軽減税率の適用対象となります。この「通常必要なものとして使用される包装材料等」とは、飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

例えば、高額な飲食料品の場合、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売される場合がありますが、桐の箱に商品名が印刷してあるなど、その飲食料品を販売する為のみ使用されることが明らかな場合は、通常必要なものとして使用されるものに該当します。

### 4. 一体資産

食品と食品以外の資産が一つの商品を構成している場合、標準税率または軽減税率のいずれを適用するのかという問題が生じます。そこで次の要件をいずれも満たす場合は、「一体資産」として整理されることとなります。

①食品と食品以外の資産があらかじめ一つの資産を形成し、又は構成している

②その一つの資産に係る価格のみが提示されている

具体例として、

- ・菓子と玩具で構成されている「食玩」
- ・食器として再利用できる陶器に入れて販売する洋菓子
- ・紅茶とティーカップのセット商品
- ・ビールとジュースをセットにした歳暮商品 など

「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の適用対象ではありません。ただ、次の要件をいずれも満たす場合には、全体に軽減税率を適用することとされています。

①一体資産の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること

②一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

### 5. 外食（食事の提供）

飲食店業等を営む者（事業者）が、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（飲食設備）のある場所において行う役務の提供は、軽減税率の対象となりません。

①屋台や移動販売車による飲食料品の提供

→飲食設備がない場合や、公共のベンチ等の使用許可等をとってない場合…軽減税率  
飲食設備がある場合や、ベンチ等の使用許可等をとっている場合…標準税率

②ショッピングセンターのフードコート

→フードコートのテーブルや椅子はショッピングセンターの所有であり、事業者の設備ではないが、両者の合意等に基づき、顧客に利用させることとされている場合は、軽減税率の対象とならない。

③イートインとテイクアウト

→テイクアウトは、飲食設備のある場所において行われたものであっても、単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率が適用される。イートインとテイクアウトの両方を行っている事業者においては、相手方に意思確認をするなどの方法で判定するものとする。

以上、代表的な軽減税率対象資産の譲渡について、具体例を交えて列挙しましたが、まだ書ききれない項目が多数あります。不明瞭な取引等は是非担当者へお尋ねください。